

鳥取市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第22号

鳥取市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年鳥取市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。